小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後

別表第1(第22条関係)

集積所へ排出する一般廃棄物の処理手数料

区分	種類	単位	手数料
(略)	(略)	(略)	(略)
集積所使用事業者	(略)	(略)	(略)
	プラスチック資源	家庭系指定袋１枚につき	50円
	(略)	(略)	(略)

別表第2(第22条関係)

ごみ処理施設へ直接搬入する一般廃棄物の処理手数料

区分	種類	個数に応じた手数料	重量に応じた手数料
一般家庭	(略)	(略)	搬入1回(最大積載量2,000キログラム以下の車両1台。以下同じ。)につき、10キログラムごとに100円。ただし、10キログラム未満にあっては、100円とする。
	プラスチック資源		
	(略)	(略)	

改正前

別表第1(第22条関係)

集積所へ排出する一般廃棄物の処理手数料

区分	種類	単位	手数料
(略)	(略)	(略)	(略)
集積所使用事業者	(略)	(略)	(略)
	プラスチック製容器包装	家庭系指定袋１枚につき	50円
	(略)	(略)	(略)

別表第2(第22条関係)

ごみ処理施設へ直接搬入する一般廃棄物の処理手数料

区分	種類	個数に応じた手数料	重量に応じた手数料
一般家庭	(略)	(略)	搬入1回(最大積載量2,000キログラム以下の車両1台。以下同じ。)につき、10キログラムごとに100円。ただし、10キログラム未満にあっては、100円とする。
	プラスチック製容器包装		
	(略)	(略)	

(傍線部分は、改正部分)